

ごみ処理の禁止事項

！ 野焼きは禁止です

廃棄物の処理方法は法律により定められており、屋外で廃棄物を焼却する「野焼き」は一部の例外を除き禁止されています。法律に違反した場合は処罰(5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金及びこの併科)の対象となります。近隣住民の迷惑ともなりますので「野焼き」は行わないようにしてください。

【一部の例外】

- 処理基準を満たしている焼却施設で焼却する場合
- 家畜伝染病予防法など他法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして関係機関等により指導された廃棄物の焼却

※生活環境の保全上、廃ビニールの焼却は命令の対象となります。



！ ごみの不法投棄は犯罪です

家庭などからの一般廃棄物や建築物廃材などの産業廃棄物は、必ず法律や条例で決められた処理をしなければなりません。法律に違反した場合は処罰(5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金及びこの併科)の対象となります。

「収集日まで待てない」「お金がかかる」などの理由で、他人の土地に勝手に捨てたりすることは絶対やめましょう。



！ 野焼き・不法投棄を見つけたときは

廃棄物の野焼き又は不法投棄を見つけたときは、場所及び状況を確認し、可能であれば、焼却又は投棄されている廃棄物、行為者が現場にいる場合は、特徴(会社名・車種・ナンバー等)などを確認し、下記にご連絡ください。ただし、野焼きや不法投棄の現場では何が起るかわかりませんので、ご自身の安全を第一に考えてください。



滝川警察署(TEL.24-0110)
滝川市くらし支援課(TEL.28-8013)